

奈良市公報

第 1 9 7 号

平成 17 年 6 月 1 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

告 示

○ 一般競争入札の実施	1
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○ 結核指定医療機関の指定辞退	3
○ 結核指定医療機関の指定	3
○ 住居番号の設定	3
○ 放置自転車等の保管	3
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	4
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	4
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	4
○ 生活保護法の規定による医療機関の指定	4
○ 道路の位置指定	4
○ 放置自転車等の保管 (2 件)	5
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	5
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	5
○ 保存樹の指定	6
○ 放置自転車等の保管 (2 件)	6
○ 身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退 ...	6
○ 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (4 件) ...	7
○ 放置自転車等の保管 (2 件)	8
公 営 企 業	
○ 一般競争入札の実施	8
○ 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定	9
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	9
農 業 委 員 会	
○ 農地部会の招集	10

告 示

奈良市告示第 283 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和 40 年奈良市規則第 43 号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 5 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

済美小学校校舎改築に伴う既設建物改修その他工事ほか 41 件 (各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分 (奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。) 又は建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による経営事項審査 (以下 「 経営 」 という。) の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで (奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第 3 号) に規定する市の休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17 年 5 月 10 日までは入札控室、同月 11 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 5月 10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 5月 11日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈

3 供用を開始する排水施設の位置

良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

（平成 17年 5月 2日揭示済）

奈良市告示第 284号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 5月 2日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 5月 2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 5月 16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市百楽園三丁目、帝塚山六丁目、登美ヶ丘二丁目、中山町、秋篠町、西大寺新田町、西大寺南町、菅原町、五条二丁目、川上町、奈良阪町、南新町、西木辻町、三条本町、大安寺西一丁目、八島町、神殿町、南京終町及び東九条町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
富雄元町第 2 幹線 - 17	奈良市百楽園三丁目 415- 1	奈良市百楽園三丁目 435- 4
帝塚山幹線 - 33	奈良市帝塚山六丁目 1708- 1	奈良市帝塚山六丁目 1710- 12
帝塚山幹線 - 34	奈良市帝塚山六丁目 1710- 15	奈良市帝塚山六丁目 1710- 18
大洲池幹線 - 130	奈良市登美ヶ丘二丁目 763- 4	奈良市登美ヶ丘二丁目 763- 4
中山幹線 - 62	奈良市中山町 1271- 4	奈良市中山町 1271- 16
中山幹線 - 63	奈良市中山町 1234- 9	奈良市中山町 1234- 6
敷島幹線 - 106	奈良市秋篠町 1047- 2	奈良市秋篠町 550- 14
西大寺南幹線 - 210	奈良市西大寺新田町 482- 2	奈良市西大寺新田町 476- 5
青野幹線 - 18	奈良市西大寺南町 2383	奈良市西大寺南町 2388- 1
青野幹線 - 19	奈良市西大寺南町 2383	奈良市西大寺南町 2383
青野幹線 - 20	奈良市西大寺南町 2383	奈良市西大寺南町 2388- 1
青野幹線 - 21	奈良市西大寺南町 2383	奈良市西大寺南町 2383
青野幹線 - 22	奈良市菅原町 227- 3	奈良市菅原町 228- 4
青野幹線 - 23	奈良市菅原町 230- 2	奈良市菅原町 230- 2
五条幹線 - 192	奈良市五条二丁目 578- 4	奈良市五条二丁目 578- 4
奈良幹線 - 126	奈良市川上町 77- 1	奈良市川上町 77- 2
奈良幹線 - 127	奈良市川上町 68- 2	奈良市川上町 68- 1
法蓮幹線 - 26	奈良市奈良阪町 2097- 2	奈良市奈良阪町 2114- 1
大森幹線 - 42	奈良市南新町 3	奈良市南新町 3
紀寺幹線 - 21	奈良市西木辻町 155- 2	奈良市西木辻町 151- 1

油阪分水幹線 - 1	奈良市三条本町 4 - 1	奈良市三条本町 503- 2
四条大路南幹線 - 7	奈良市大安寺西一丁目 385- 1	奈良市大安寺西一丁目 385- 1
藤原幹線 - 38	奈良市八島町 89- 2	奈良市八島町 89- 4
明治幹線 - 211	奈良市神殿町 378	奈良市神殿町 421- 2
明治幹線 - 212	奈良市神殿町 421- 2	奈良市神殿町 421- 6
明治幹線 - 213	奈良市神殿町 421- 2	奈良市神殿町 419- 4
明治幹線 - 214	奈良市南京終町 654- 1	奈良市南京終町 639
明治幹線 - 215	奈良市南京終町 629	奈良市南京終町 627- 1
西九条幹線 - 22	奈良市東九条町 728- 8	奈良市東九条町 725- 8
西九条幹線 - 23	奈良市東九条町 725- 13	奈良市東九条町 726- 11
西九条幹線 - 24	奈良市東九条町 728- 4	奈良市東九条町 726- 12

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17 年 5 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 285 号

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令 (昭和 26 年政令第 142 号) 第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
神殿ひふ科クリニック	奈良市神殿町 297- 2 シティコート広芝 1 F	平成 17 年 3 月 31 日
こうあん診療所	奈良市三条大路 1 丁目 1 - 90 奈良セントラル ビル 1 F	平成 17 年 4 月 30 日

(平成 17 年 5 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 286 号

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令 (昭和 26 年政令第 142 号) 第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
神殿ひふ科クリニック	奈良市神殿町 297- 2 シティコート広芝 1 F	平成 17 年 4 月 1 日
こうあん診療所	奈良市三条大路 1 丁目 1 - 90 奈良セントラル ビル 1 F	平成 17 年 5 月 1 日

(平成 17 年 5 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 287 号

奈良市住居表示に関する条例 (昭和 42 年奈良市条例第 21 号) 第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17 年 5 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 288 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 5 月 2 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証・保険証等) をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内

は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 5月 2日揭示済)

奈良市告示第 289号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。
平成 17年 5月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
高の原りハピリセンター訪問看護ステーションあすか	奈良市押熊町 1278- 1	(所在地) 奈良市右京三丁目 22- 2	(所在地) 奈良市押熊町 1278- 1	平成 15年 11月 1日

(平成 17年 5月 2日揭示済)

奈良市告示第 290号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
特別養護老人ホーム万葉苑診療所	奈良市川上町 875- 1	平成 17年 2月 1日

(平成 17年 5月 2日揭示済)

奈良市告示第 291号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
神殿ひふ科クリニック	奈良市神殿町 297- 2 シティコート広芝 1 F	平成 17年 3月 31日
橋本歯科医院	奈良市大宮町六丁目 9 - 6	平成 17年 4月 10日
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町三丁目 4 - 23	平成 17年 4月 2日
ききょうクリニック	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 17年 4月 30日
高野眼科診療所	奈良市西御門町 13- 2 松田第 2 ビル 2 階	平成 17年 3月 31日
こうあん診療所	奈良市三条大路一丁目 1 - 90奈良セントラルビル 1 階	平成 17年 4月 30日

(平成 17年 5月 2日揭示済)

奈良市告示第 292号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
神殿ひふ科クリニック	奈良市神殿町 297- 2 シティコート広芝 1 F	平成 17年 4月 1日
橋本歯科医院	奈良市大宮町六丁目 3 - 21	平成 17年 4月 11日
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町一丁目 6 - 10	平成 17年 4月 3日
おがわ歯科クリニック	奈良市六条二丁目 3 - 20	平成 17年 5月 1日
社団法人奈良県看護協会立桜が丘訪問看護ステーション	奈良市七条二丁目 789	平成 17年 4月 14日
こうあん診療所	奈良市三条大路一丁目 1 - 90奈良セントラルビル 1 階	平成 17年 5月 1日
奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山 2790	平成 17年 4月 1日
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町 1084	平成 17年 4月 1日
医療法人松本快生会西奈良中央病院附属丸山診療所	奈良市丸山二丁目 1220 - 163	平成 17年 4月 1日

(平成 17年 5月 2日揭示済)

奈良市告示第 293号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 5月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市百楽園一丁目 5 番 1 号
申請者氏名	高野 匡史
道路の位置	奈良市あやめ池北一丁目 128 番地の 2、 128 番地の 4、128 番地の 11 128 番地 の 14 128 番地の 1 及び 128 番地の 5 の 各一部
道路の幅員	最大 5.0m 最小 4.5m
道路の延長	33.20m
指定年月日	平成 17 年 5 月 6 日
指 定 番 号	第 16006 号

(平成 17 年 5 月 6 日 掲 示 済)

奈良市告示第 294 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 5 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 5 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 5 月 6 日 掲 示 済)

奈良市告示第 295 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
西奈良中央病院介護老人保健施設大和田の里	奈良市丸山二丁目 1220- 163	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設	医療法人松本快生会西奈良中央病院	奈良市百楽園五丁目 2 - 6	平成 17 年 4 月 1 日
かりん	奈良市西大寺国見町一丁目 4 - 3 - 425	居宅介護支援事業	リトルウィング合資会社	奈良市西大寺国見町一丁目 4 - 3 - 425	平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 5 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 5 月 9 日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 5 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 296 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 5 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町三丁目 4 - 23	居宅療養管理指導	平成 17 年 4 月 2 日
こうあん診療所	奈良市三条大路一丁目 1 - 90 奈良セントラルビル 1 階	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成 17 年 4 月 30 日

(平成 17 年 5 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 297 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 9 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

みやぎわ内科クリニック	奈良市押熊町 1141	居宅療養管理指導	宮際 幹	奈良市学園朝日町 1 C - 101	平成 17年 4 月 5 日
おがわ歯科クリニック	奈良市六条二丁目 3 - 20	居宅療養管理指導	小川 淳司	奈良市五条西一丁目 15- 13	平成 17年 5 月 1 日
福祉用具レンタルやさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	福祉用具貸与	株式会社火振	奈良市敷島町二丁目 493- 4	平成 17年 5 月 1 日
居宅介護支援やさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	居宅介護支援事業	株式会社火振	奈良市敷島町二丁目 493- 4	平成 17年 5 月 1 日
あしび薬局北町店	奈良市西大寺北町一丁目 6 - 10	居宅療養管理指導	奈良健康企画	奈良市西大寺赤田町一丁目 5 - 13	平成 17年 4 月 3 日
シニアクラブハウスマいん	奈良市あやめ池南一丁目 5 - 25	通所介護	有限会社まいん	奈良市あやめ池南一丁目 5 - 25	平成 17年 5 月 1 日
こうあん診療所	奈良市三条大路一丁目 1 - 90奈良セントラルビル 1 階	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	医療法人こうあん	奈良市三条大路一丁目 1 - 90奈良セントラルビル 1 階	平成 17年 5 月 1 日
社団法人奈良県看護協会立ケアプランセンターさくらんぼ	奈良市七条二丁目 789	居宅介護支援事業	社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町 288- 8	平成 17年 5 月 1 日

(平成 17年 5 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 298号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成 14年奈良市条例第 51号）第 7 条第 1 項の規定により保存樹を指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5 月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

調査番号	樹木の内容			
17- 001	樹木の名称	アカメヤナギ	本数	1 本
	所在地	奈良市雑司町 東大寺境内		

(平成 17年 5 月 10日揭示済)

奈良市告示第 299号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17年 5 月 10日
- 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 5 月 10日揭示済)

奈良市告示第 300号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17年 5 月 11日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 5 月 11日揭示済)

奈良市告示第 301号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25年政令第 78号）第 3 条第 2 項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5 月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
岡村 圭祐	西奈良中	奈良市百	整形外科	平成 15

	央病院	楽園五丁目 2 - 6	(肢体不自由)	年 3 月 31 日
平田 直也	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	泌尿器科 (じん臓機能障害 ぼうこう直腸機能障害)	平成 15 年 7 月 1 日
須藤 峻章	春名病院	奈良市南京終町一丁目 176 - 1	外科 (小腸機能障害 ぼうこう直腸機能障害)	平成 15 年 7 月 31 日
白井 史朗	白井内科医院	奈良市六条二丁目 10 - 20	内科 (呼吸器機能障害)	平成 17 年 1 月 27 日

(平成 17 年 5 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 302 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則 (昭和 62 年奈良市規則第 29 号) 第 4 条の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 12 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
川上 隆	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	泌尿器科 (じん臓機能障害 ぼうこう直腸機能障害)	平成 17 年 1 月 1 日
三井 宜夫	国立病院機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目 789	整形外科 (肢体不自由)	
森下 亨			脳神経外科 (肢体不自由)	
川田 和弘				

(平成 17 年 5 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 303 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則 (昭和 62 年奈良市規則第 29 号) 第 4 条の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 12 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
今井 照彦	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643 (TEL 0742- 36- 1881)	内科 (心臓機能障害) 内科 (呼吸器機能障害)	平成 17 年 3 月 2 日 平成 17 年 3 月 11 日

(平成 17 年 5 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 304 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則 (昭和 62 年奈良市規則第 29 号) 第 4 条の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 12 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中井 澄子	中井耳鼻咽喉科	奈良市学園北二丁目 1 - 6 セブンスターマンション B - 3 (TEL 0742- 46- 2668)	耳鼻咽喉科 (聴覚、平衡、音声・言語、そして機能障害)	平成 17 年 3 月 4 日
喜多野郁夫	喜多野耳鼻咽喉科	奈良市中筋町 26 (TEL 0742- 23- 2131)		

(平成 17 年 5 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 305 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則 (昭和 62 年奈良市規則第 29 号) 第 4 条の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 12 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
奥野 毅彦	バルツァ・ゴードル	奈良市鹿野園町 10 00- 1 (TEL	小児科 (肢体不自由)	

		0742- 21- 7111)		平成 17 年 3月 1日
二階堂雄次	市立奈良 病院	奈良市東 紀寺町一 丁目 50- 1 (TEL 0742- 24- 1251)	脳神経外科 (肢体不自 由)	
平田 幸蔵	奈良公園 中央病院	奈良市今 小路町 2 (TEL 0742- 26- 0277)	神経内科 (肢体不自 由)	
櫻井 悟良	西奈良中 央病院	奈良市百 楽園五丁 目 2 - 6 (TEL 0742- 43- 3333)	整形外科 (肢体不自 由)	

(平成 17年 5月 12日揭示済)

奈良市告示第 306号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 5月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 5月 12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 5月 12日揭示済)

奈良市告示第 307号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 5月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 5月 13日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 5月 13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 21号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により告示します。

平成 17年 5月 2日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内中町地内他 1 件(工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 5 月 10 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 5 月 12 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 5 月 2 日 掲 示 済)

奈良市水道局告示第 22 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 5 月 6 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 ユーリー システム	代表取締役 土居 博志	兵庫県尼崎市口田 中一丁目 2 番 1 - 303 号	平成 17 年 4 月 19 日
吉川住宅 設備サー ビス	吉川 利幸	奈良市四条大路南 町 2 番 21 号	平成 17 年 4 月 21 日

(平成 17 年 5 月 6 日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 9 号

平成 17 年 5 月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 5 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 6 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17 年 5 月 11 日（水）

午前 10 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成 17 年度奈良市児童生徒健全育成野外活動事業実施要項について

議事

議案第 5 号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第 6 号 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

議案第 7 号 平成 17 年度奈良市立中学校及び奈良市立高等学校の教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱並びに任命について

議案第 8 号 平成 17 年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第 9 号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 10 号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 11 号 奈良市スポーツ振興審議会委員の一部任命について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17 年 5 月 6 日 掲 示 済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 10号

奈良市農業委員会平成 17年 5 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 6 日

奈良市農業委員会

農地部会長 山 田 正 春
記

1 日時

平成 17年 5 月 13日（金）午後 1 時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地の競売に係る買受適格証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理について（小作契約変更分）
- (5) 農地の競売に係る買受適格証明の取下げについて
- (6) 知事許可について（4 月許可分）
- (7) 非農地証明について（4 月分）

（平成 17年 5 月 6 日揭示済）